

4-2 地域での防災活動

■自主防災組織に参加しましょう

自主防災組織とは、「自分たちの地域は自分たちで守る」という意識のもと、自主的に連携して防災活動を行う組織です。市では町内会等を中心に結成されています。お住まいの地域に自主防災組織があれば、積極的に活動に参加し、地域で防災活動に取り組みましょう。

自主防災組織の活動例

日常の活動

- 防災研修会の開催
- 災害による被害を防ぐための活動（地域の危険箇所の把握等）
- 防災訓練（災害時の活動の習得）
- 地域防災情報紙の発行 等



災害時の活動

- 初期消火や救出・救護
- 避難誘導
- 避難所での給食・給水等の活動 等



■地域で助け合いましょう

いざという時は助け合いましょう

お年寄り、子ども、障がい者、外国人等は、災害時に避難の行動が遅れがちになります。災害時に手助けが必要な人（避難行動要支援者）を災害から守るために、地域で協力しあいながら支援していきましょう。

肢体が不自由な人

支援者の人は
○階段では、2人以上が必要。
上りは前向き、下りは後ろ向きにして移動する。

耳が不自由な人

支援者の人は
○口をハッキリと開け、相手にわかりやすいように話す。
○手話、筆談、身振り等の方法で正確な情報を伝える。

ひ・な・ん

目が不自由な人

支援者の人は
○災害時には、声をかけ情報を伝える。
○誘導する場合は、支援者のひじのあたりを軽く持ってもらい半歩前をゆっくり歩く。

外国人

支援者の人は
○身振りや手振りで話しかけ、孤立しないようにする。

避難行動要支援者の支援について

市では、風水害や地震等の災害時に自力や家族の支援のみでは避難が難しい人（避難行動要支援者）へ、お住まいの地域の町内会・自治会や民生委員、消防団等が連携して、災害情報の提供や避難誘導等の支援を行うための登録制度を実施しております。

支援を希望する人は、氏名や住所、身体状況、希望する支援など事前の登録が必要です。ただし、登録した情報を地域の支援者に提供することに同意が必要となります。

市役所危機管理室や高齢者・地域福祉課、障がい者支援課、介護保険課、市民センターの窓口で申請してください。外出が困難な人は郵便でも申請できますので、下記の間合先までご連絡ください。

【問合先】

危機管理室

TEL 079-427-9717

高齢者・地域福祉課

TEL 079-427-9205

避難行動要支援者の例

- ひとり暮らしの高齢者、高齢者のみの世帯
- 寝たきりや歩行が困難な人
- 障がいのある人
- その他災害時に自力または家族の支援のみでは、避難することが困難な人

災害時の連絡先

加古川市役所 079-421-2000 (代表)

	機関名	電話番号
消防 (119)	消防本部	079-424-0119
	中央消防署	079-427-0119
	北分署	079-438-0119
	西分署	079-432-0119
	志方分署	079-452-0119
	両荘分署	079-428-0119
	東消防署	079-426-0119
警察 (110)	南分署	079-435-0119
	野口分署	079-454-0119
	加古川警察署	079-427-0110
ライフライン	関西電力(株) 加古川営業所	0800-777-8082
	大阪ガス(株) (ガス漏れ通報専用)	0120-7-19424
	大阪ガス(株) (お客さまセンター)	0120-7-94817
	NTT (電話の故障)	113

NTT災害用伝言ダイヤル

171

をダイヤルし、ガイダンスに従って、録音・再生を行ってください。

30秒間メッセージを録音できます。